

学校感染症証明書（届）

平成 年 月 日

正智深谷高等学校長殿

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 印

証 明 書

上記の生徒は、病 名 のため、

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで、

治療を受けていましたがこのほど完治しましたので証明いたします。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印

保護者各位

正智深谷高等学校
校長 加藤 慎也

学校感染症による出席停止の扱いについて

学校保健法により生徒が伝染病にかかった場合、本人の休養と他の生徒への蔓延・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。万一、インフルエンザ等の伝染病と診断された際は、右の証明書を医師に持参し、証明を受けた上で担任までご提出ください。なお、右の証明書を提出していただくことで、診断書の提出の必要はありません。

学校保健安全法による学校感染症の種類と出席停止基準

(第一種) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア。

* 第一種の伝染病にかかった者については、治癒するまで。

(第二種) インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎。

* 第二種の伝染病にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

- イ、 インフルエンザにあつては、発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで。
- ロ、 百日咳にあつては、特有の咳が消える、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
- ハ、 麻疹にあつては、解熱した後 3 日を経過するまで。
- ニ、 流行性耳下腺炎にあつては、腫れが出た後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
- ホ、 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
- ヘ、 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
- ト、 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
- チ、 結核、髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで。

(第三種) コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の伝染病（溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、ウイルス性胃腸炎）

* 第三種の伝染病にかかった者については、病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。